## 公益社団法人岸和田青年会議所経理規則 新旧対照表

新

## 第5条(予算編成)

## 第5条(予算編成)

予算は委員長等の事業計画案に従い理事長が予算は委員長等の事業計画案に従い理事長がこ これを立案し、**理事会の決議を経て**理事長がこれを立案し、理事会及び総会の決 議を経て理 れを行う。 事長がこれを行う

#### 第6条(予算期間)

# 第6条(予算期間)

予算期間は、定款第48条に定める期間とする。予算期間は、定款第33条に定める期間とする。

#### 第8条(予算の緊急修正)

#### 第8条(予算の緊急修正)

予算に重要な変更の必要があり、かつ総会を開予算に重要な変更の必要があり、かつ総会を開くいとまがない時は、理事会の決議により予算くいとまがない時は、理事会の決 議により予を変更し、**総会での報告を省略する**ことが出来 算を変更することが出来る。

### る。

## 第 10 条 (理事長専決事項)

次の事項は理事長がこれを行う。

## (1) 予算の執行

### 第 10 条 (理事長専決事項)

次の事項は理事長がこれを行う。

## (1) 予算の執行

但し、**総会への予算報告**が年度開始後となる場但し、総会による予算決定が年度開始後となる合には、**その報告をする**までのあいだは前年度場合には、その決定を得るまでのあいだは前年における**理事会の決議**による予算を予算とみ度における総会の決定による予算を予算とみななし執行する。

## 第 11 条(予算科目外の支出)

## 第 11 条(予算科目外の支出)

予算科目外の支出をしようとする場合には、理予算科目外の支出をしようとする場合には、理事会の決議を経てこれを行い、総会において報事会の決議を経てこれを行い、総会において承告しなければならない。 認を得なければならない。

### 第16条(決算報告の提出、承認)

### 第16条(決算報告の提出、承認)

理事長は、決算報告を事業年度終了後延滞なく理事長は、決算報告を事業年度終了後延滞なく 作成し、監事の監査を経て次年度理事会の決議作成し、監事の監査を経て次年度 理事会のけ

# を経なければならない。

つぎを経た後、事業年度終了後2ヶ月以内に次年 度総会の承認を得なければならない。

第17条(決算期間)

第17条(決算期間)

決算期間は、定款**第48条**に定める期間とする。決算期間は、定款第33条に定める期間とする。